

業務の一部を損保に委託

A 福島第一原発事故の賠償問題ですが、まず原発事故の補償には、任意加入の損保による原子力損害賠償責任保険と、法律に基づく政府補償契約の2つがあります。損保は免責であり、1,200億円までは政府補償で行われることになっています。うち500億円分の仮払いも始まっていますが、それを上回る賠償額と今後の補償金積立のための新機構について政府は5月13日の閣議で決定していますね。電力会社側にも動きがあります。

B ところで、わたしが注目するのは損保の関わり方です。たしかに、今回の

賠償責任保険は地震（津波）が原因だから損保は免責です。しかし、昨年4月に改正された「原子力損害賠償補償契約に関する法律」に次のような損保に関する条項が挿入されているのをご存じでしたか？

「（業務の委託）第18条 政府は、政令で定めるところにより、補償契約に基づく業務の一部を保険業法（平成7年法律第105号）第2条第4項に規定する損害保険会社又は同条9項に規定する外国損害保険会社等（これらの者のうち責任保険契約の保険者であるものに限る）に委託することができる」

損保の損害調査と事務能力

A 知らなかったけど、これってどういう意味かな。

B 立法に先だって、文科省による「原子力損害賠償制度の在り方に関する検討会」が開かれています。そこで「補償契約に係る業務の損害保険会社への一部委託」が議論され、「万が一の際の補償契約業務の円滑な遂行を確保するためには損害保険会社の協力を得ることが現実的であることから、保険業法における保険会社の他業の制限の趣旨を踏まえ、政府の補償契約に関する業務の一部を損害保険会社に委託することができる旨の根拠規定を補償契約法に設けることにする」と明確に趣旨、目的が書かれています。その趣旨で立法されたものです。

A 損保会社に支払責任がない事故だけど、政府補償の支払に関して、損保会社は事務処理能力でお上に協力しろ、というわけ？

B 国は1999年に東海

らず請求事案が8,000件も生じたことに驚き、それを捌いた民間損保の力量にも驚いたということでしょう。まあ、あの年金機構のデータメボりなどと比較すると損保社員の鍛えられ方は違うよね。検討会では極めて具体的にそのことに触れていますよ。その記述を再録すると…

「たとえば、事業者の提出書類の記載内容・被害者から取り付けた添付書類の確認や書類の補正の指示、一定の基準にもとづいた補償額の算定等の事務については、原子力損害の発生の蓋然性に照らすと、国の一般職員の中に保険金支払いに類する実務経験を有する職員を継続的に維持するのは現実的でないことから、損害保険会社の専門的知見や実務経験を活用することが有効と考えられる。また書類の受理や決定内容の通知といった定型性の強い事務についても、膨大な数の

原子力賠償損害支払い事務

「原子力損害賠償制度の在り方に関する検討会」報告書より本紙が作成

想定される業務事項	文科省	損保
賠償金支払いスキーム決定	○	×
事故報告受付	○	×
賠償責任の承認に関わる事前承認申請受理	○	◎
申請書類の確認・補正の指示	○	◎
被害者別の事案の登録・経過の記録	○	◎
事前承認に関わる補償額の算定案の作成	○	◎
事業者の賠償責任の承認の事前承認（補償額の事前決定）	○	◎
事業者に対する事前承認内容の通知	○	◎
補償金支払い請求の受理	○	◎
請求書類の確認・補正の指示	○	◎
支払いに関わる補償額の算定案の作成	○	◎
事前承認に関わる補償額との照合・調整（補償額の最終決定）	○	×
補償金の支払い	○	×
過怠金の徴収	○	×
事前承認・支払いに対する異議申し立てへの対応	○	×

○ 文科省の事務

◎ 保険会社に委託することが考えられる事務

× 保険会社に委託することが考えられない事務

損害保険会社のノウハウを活用することが実際的である」

となっています。

A 損保への評価が高いじゃないですか。

B その評価の本質はどこにあるかだけど、それについては後でまた発言するとして、損保の協力には建前上枠がはめられています。つまり「補償額の決定や補

償金の支払い、異議申し立てへの対応などの国の判断を伴う一定の重要な事務を除き」となっていますからどこまでが国の仕事で、どこからが損保の仕事かということを一覧にすると別表のようになります。一言でいえば、入口と出口は国が管理するが、実質的な業務は損保がやるということでしょう。

算定・支払い基準は国が…

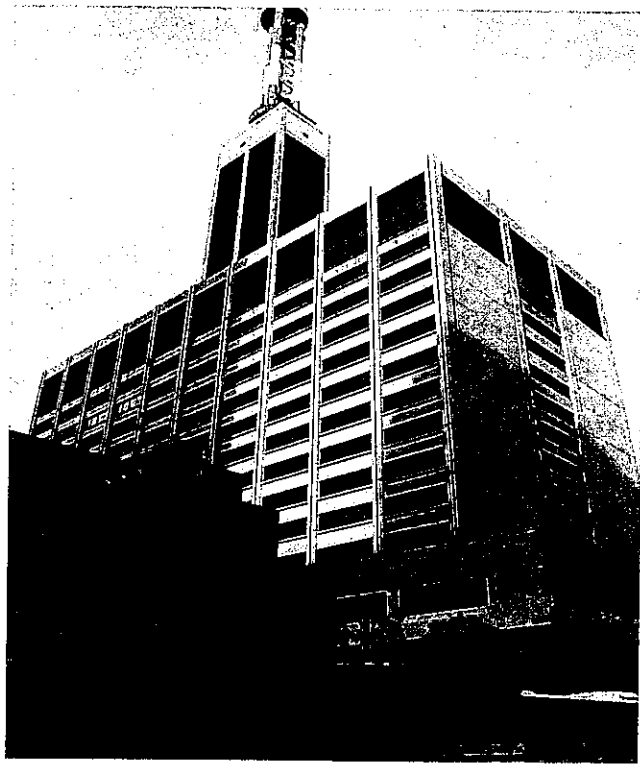
A 一覧表を見ると、「書類の～指示」など、被害者に対して上から目線の記述も気になりますね。被害者に対して「指示」はないだろうと…まあ、それはともかくとしましょう。ところで「補償額の算定案の作成」の項には損保が◎政府が○となっていますよ。つまり、損保の担当者が「案」を提出する形式ですが、実質的には支払額決定に損保が大いに関わるということのように見えます。

B 算定・支払基準は当

で念入りに検討されていますから。今回の事故の賠償範囲を検討する「原子力被害賠償紛争審査会（会長・能美義久学習院大学教授）」の4月28日第3回会合では、7月に全体的指針を出す考えですが、とりあえず第一次指針として原発から半径30キロ圏内や「計画的避難区域」「緊急避難準備区域」の住民らについて次の通り補償対象を列举しています。

① 交通費、宿泊費といった避難経費





東京電力本社ビル（東京都千代田区）

- ③ 家畜などの喪失による損害
- ④ 放射能汚染検査費用
- ⑤ 身体の損害
- ⑥ 精神的損害

A 補償対象としては、一応、妥当な線かもしれないけど、⑤や⑥については放射線被曝との因果関係など、相当難しい内容を含んでいると思う。ところで、国の賠償限度額は1,200億円ですね。しかも、すでに仮払いとして500億円を支払っています。すると残りは700億円分。損保の協力はこの範囲ということになるんですか。

B 一応、そういうことになるはずですよ。あくまで、政府補償についての法改正ですから。

A しかし、現実には賠償

額は1,200億円どころの騒ぎではない。それを超える賠償は東電の無限責任として残るわけだけれど、額は数十兆円にものぼるともいわれていますね。それについては東電が被害者と個別に交渉するということになりますか。

B 問題はそこなんです。自動車事故に例えれば、1,200億円は、いわば自賠責保険。東電の無限責任（場合によっては政府が支援）は任意の上乗せ保険みたいなものですが、被害者にとっての損害補償額はトータルな一体のものです。ここまでは政府委託の損保の出番で、ここからは東電が交渉という具合に分けられるというようなわけにもいかないんじゃないかと。

「東電専門損害調査会社」？

A 東電が損保に委託できないとすれば、損害調査会社の活用という手は？

B ありかも。調査会社の定款を変えればできることです。そうすると、

は損保業界の全面的な協力体制構築が可能です。

A それより、いっそのこと損保全社が出資して「東電専門損害調査会社」の新規設立をしたらどうで

「サーチ」とか。いいネーミングじゃないですか。

B 想定が先走り過ぎだよ。まあ、いずれにせよ、考えようによっては損保にとってはビジネスチャンスであり、一方では、先の見えないようなある種の大きなリスクを背負い込むことでもあります。

A 関係者はチャンスと思っているのではないかな。委託料とか手数料とかもバカにならないし。そもそも付帯費用が莫大でしょう。今回の地震保険だって付帯費用は相当な額にのぼるはずですよ。

B 一日で収束したJCOの事故では立ち入り禁止区域は事故現場から350メートル。屋内退避は10キロまでだった。それでも賠償請求は前記のように8,000

件もあった。しかし今回はケタが違う。そのすべてに、損保もしくは損保肝いりの損害調査会社が関わるとしたら、定年退職者から損調経験者を総動員しても不足するかもしれない。そこをうまく活用すれば、人員整理などリストラの実態を隠せるかもしれない。そんなことも含めて、損保会社がある種のビジネスチャンスと考えても不思議はないでしょう。とくに合併を控えた会社にとってはありがたい話かもしれない。人事の知恵の出どころですね。

A 問題は、損害賠償の期間が極めて長期にわたること、その範囲や因果関係の争いなどは、過去の公害裁判の比ではないこと、そんな複雑な損害賠償案件に手を染めることです。

国民を敵に回すことだけは

B だから、そういうところへ損保が～損害調査会社かも知れませんが～巻き込まれることが、損保にとってのリスクなんです。

A それが心配です。

B 被害者からみれば、対応相手の損保もしくは損害調査会社の担当者は「東電の回し者」ということにもなるでしょう。今回の事故で東電に対する国民の反感は非常に高くなっています。そういう背景のもと、被害者のところへ乗り込んでの交渉ですからね。それが損保の本業、信用や信頼感を傷つけてしまわないかと。立法の思惑の一つは、事務的技術的側面の活用ですが、損保を盾にすることで政府や東電側が受ける非難を少しでも和らげようというショックアブソーバーの側面もあるんじゃないでしょうか。それに、なんといっても最大の狙いは、損保の「損害額算定能力」の

われるかもしれないけれど、損保の「支払抑制能力」が狙われているわけです。原発事故に対する国民・被害者の怒りが高まっている中で、損保特有の力を発揮することが、心ならずも損害額を抑えに來たと受け取られてしまう。ここが最も危険な側面です。

A しかし、損保は、この法律についてなぜか沈黙を守っていますね。

B 福島第一原発の建屋などの原子力財物保険は、損保の示した料率が高かったせいで、東電は昨年8月以降付保していなかったと仏AFP電が伝えています。築40年以上の建屋はお安く引き受けられませんかと損保が矜持を示したわけです。今回も、法律で決まった以上、損害調査への協力は止むを得ないとしても、国や東電に対しては毅然とした態度で臨み、国民を敵に回すような働きだけはしてほ

